

# 高座清掃施設組合議会会議録

平成28年第2回臨時会

平成28年12月22日

## 高座清掃施設組合議会第2回臨時会会議録

平成28年12月22日（木）午前10時22分、高座清掃施設組合議会第2回臨時会を高座清掃施設組合第二清掃処理場会議室に召集した。

### 1 出席議員 15名

京 免 康 彦 君	沖 本 浩 二 君
安 藤 多 恵 子 君	守 谷 浩 一 君
上 田 博 之 君	森 下 賢 人 君
内 山 恵 子 君	市 川 敏 彦 君
橘 川 佳 彦 君	山 口 良 樹 君
青 柳 慎 君	戸 澤 幸 雄 君
佐 藤 弥 斗 君	志 野 誠 也 君
安 田 早 苗 君	

### 2 欠席議員 なし

### 3 付議事件

日程4 議案第14号 高座清掃施設組合一般職の職員の給与に関する条例等  
の一部改正について

日程5 議案第15号 平成28年度高座清掃施設組合一般会計補正予算（第  
3号）

### 4 説明のため出席した者 10名

組 合 長 内 野 優	次 長 志 村 裕 之
副 組 合 長 遠 藤 三 紀 夫	参 事 兼 建 設 推 進 室 長 小 野 沢 直 仁
副 組 合 長 古 塩 政 由	施 設 課 長 守 屋 昌 治
会 計 管 理 者 木 村 洋	総 務 課 長 鈴 木 茂
事 務 局 長 清 水 孝 之	総 務 課 建 設 推 進 室 主 幹 高 橋 学

5 出席した事務局職員 3名

総務課総務係長 二見 宏 二 総務課主任主事 菊地 康之  
総務課主査 亀岡 幸治

6 傍聴者11名

7 会議の状況 (午前10時07分 開会)

◎議長（京免 康彦君） ただいまの出席議員は15名であります。よって定足数に達し、会議は成立いたしましたので、これより平成28年第2回高座清掃施設組合議会臨時会を開会いたします。

本臨時会開会にあたり、組合長より招集のご挨拶をお願いいたします。

◎組合長（内野 優君） 議員の皆様におかれましては、各市の定例会終了後、年末の大変お忙しい中、平成28年第2回臨時会にご参集いただきまして、誠にありがとうございます。

現在、新ごみ処理施設の建設につきましては、先ほど全員協議会で説明したとおり順調に進んでおります。これもひとえに地元の皆様のご協力があつてこそと思っております。今後も地元の皆様に不便をおかけすることのないように、周辺への安全対策等充分に進めていきたいと思っております。議員の皆様におかれましても、ご理解をお願いするものでございます。施設更新にあつたご意見がありましたら、よろしくお願ひ申し上げます。

本日申し上げます案件は、高座清掃施設組合一般職の職員の給与に関する条例等の一部改正について等でございます。

皆様のご審議をよろしくお願ひ申し上げ、開会の挨拶とさせていただきます。よろしくお願ひ申し上げます。

◎議長（京免康彦君） 会議に先立ち、諸般の報告をいたします。例月出納検査及び定期監査の結果報告については、お手元に配付のとおりでありますので、ご了承を願ひます。

本日の議事日程は、お手元に配布したとおりであります。

これより日程に入ります。

日程第1 会期の決定についてを議題といたします。お諮りいたします。

本臨時会の会期を本日1日限りといたしたいと思いますが、これにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

◎議長(京免康彦君) ご異議なしと認めます。よって本臨時会の会期は本日1日限りと決しました。

次に、日程第2 会議録署名議員の指名を行います。会議規則第99条の規定により、安藤多恵子議員、志野誠也議員を指名いたします。

次に、日程第3 議席の指定についてを議題とします。議席の指定につきましては、会議規則第3条第2項の規定により指定いたします。12番市川敏彦議員、13番山口良樹議員、14番戸澤幸雄議員、以上でございます。

それでは、組合長より、本臨時会に上程される議案の一括説明を求めます。組合長。

◎組合長(内野優君) それでは、本日もご提案申し上げます案件につきまして、一括してご説明を申し上げます。

初めに、日程第4 議案第14号 高座清掃施設組合一般職の職員の給与に関する条例等の一部改正についてでございます。本条例につきましては、人事院勧告及び神奈川県人事委員会の勧告に鑑み、所要の改正を行うためのものがございます。詳細につきましては、事務局長から説明いたします。

次に、日程第5 議案第15号 平成28年度高座清掃施設組合一般会計補正予算(第3号)でございます。

第1条といたしまして、歳出予算の補正の款項の区分及び金額並びに補正後の歳出予算の金額は、第1表 歳出予算補正によるものがございます。

第2条につきましては、一時借入金の借入れの最高額に8億円を追加し、借入額の最高額を10億円とするものがございます。

今回の補正は、人事院勧告等に伴う期末勤勉手当の増額等を行うためでございます。詳細につきましては、事務局長から説明いたします。

以上よろしくご審議のほどお願い申し上げます。一括説明を終わります。

◎議長(京免康彦君) 組合長の一括説明が終わりましたので、日程を継続いたします。

次に、日程第4 議案第14号 高座清掃施設組合一般職の職員の給与に関する条例等の一部改正についてを議題といたします。

事務局長の説明を求めます。事務局長。

◎事務局長（清水孝之君） それでは、議案第14号 高座清掃施設組合一般職の職員の給与に関する条例等の一部改正についてご説明申し上げます。

議案書の1ページをお開きいただきたいと存じます。提案理由につきましては、先程組合長が申し上げたとおりでございます。

2ページをご覧ください。

第1条でございますが、高座清掃施設組合一般職の職員の給与に関する条例等の一部改正でございます。

一般職員の勤勉手当の額を規定してございます第22条第2項第1号中におきまして、支給率を6月、12月それぞれ「100分の5」引き上げ、「100分の80」を「100分の85」に改め、再任用職員の勤勉手当を規定してございます同項第2号において、それぞれ「100分の2.5」引き上げ、「100分の37.5」を「100分の40」に改めるものでございます。

次に附則としまして平成28年12月に支給します勤勉手当の特例措置としまして、第11項を追加する改正でございますが、平成28年12月に支給する勤勉手当について、一般職については現行の「100分の80」に年間引き上げ分の「100分の10」を加えた「100分の90」に。

再任用職員につきましては、現行の「100分の37.5」に年間引き上げ分の「100分の5」を加えた「100分の42.5」とするものでございます。

更に別表第1の備考2に規定してございます大卒者の初任給につきまして、18万1,200円を18万2,700円に1,500円引き上げを行うものでございます。

第2条でございますが、高座清掃施設組合一般職の任期付職員の採用等に関する条例の一部改正でございます。第7条第1項におきまして特定任期付職員の給料表を改める改正で、人事院勧告等に基づき各号給に応じ、5,000円から1万6,000円の引き下げを行うものでございます。また、第8条2項におきまして、期末手当の年間支給月数を0.1月引き上げ、年間「3.15月」から「3.25月」に改めたいことから6月、12月の支給割合について「100分の157.5」を「100分の162.5」に改めるものでございます。

3 ページをご覧ください。

本改正条例の附則でございますが、第1項の施行期日につきましてはこの条例は公布の日から施行するものでございます。

第2項では、改正前の高座清掃施設組合一般職員の給与に関する条例に基づいて支払われた給与は、改正後の同条例の規定による給与の内払いとみなす規定を設けるものでございます。

以上、大変雑駁な説明ではございますが、よろしくご審議いただきご決定賜りますようお願い申し上げます、説明とさせていただきます。以上でございます。

◎議長（京免康彦君） 説明が終わりましたので、これより質疑に入ります。質疑はありますか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

質疑を終結いたしたいと思いますが、これにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

◎議長（京免康彦君）

ご異議なしと認めます。よって質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。初めに、反対意見の発言を許します。

（「なし」と呼ぶ者あり）

◎議長（京免康彦君） 次に、賛成意見の発言を許します。

（「なし」と呼ぶ者あり）

◎議長（京免康彦君） 討論を終結いたします。これより採決に入ります。

本案を原案のとおり決するに賛成の方の挙手を求めます。

（挙手全員）

◎議長（京免康彦君） 挙手全員であります。よって議案第14号 高座清掃施設組合一般職の職員の給与に関する条例等の一部改正については原案のとおり可決されました。

◎議長（京免康彦君）

次に、日程第5 議案第15号 平成28年度高座清掃施設組合一般会計補正予算（第3号）についてを議題といたします。事務局長の説明を求めます。事務局長。

◎事務局長（清水孝之君） それでは、議案第15号 平成28年度高座清掃施設組合一般会計補正予算（第3号）につきましてご説明申し上げます。

別冊の高座清掃施設組合一般会計補正予算書（第3号）の3ページをお開きください。第1表 歳出予算補正の歳出でございます。

各款項の補正額とその主な内容についてご説明させていただきます。

2款総務費 1項総務管理費は、1,660万円の減、4款衛生費 1項清掃費は、206万1,000円の増、7款予備費 1項予備費は、1,453万9,000円の増でございます。

歳出合計の補正額は、0円でございます。

4、5ページをお開きください。

歳出補正額の財源内訳でございますが、全額一般財源でございます。

6、7ページをお開きいただきたいと思えます。

歳出でございますが、2款総務費 1項総務管理費 1目一般管理費 1,660万円の減は、人事異動や人事院勧告等に伴う給与及び各種手当の増減、事業者が負担する共済組合への追加費用の負担率が見込みより低かったこと等によります共済費の減及び本郷自治会館建替事業に係る補助金の減でございます。

8、9ページをお開きください。

4款衛生費 1項清掃費 1目清掃総務費でございます。310万円の減は、こちらも先ほど同様人事異動や人事院勧告に伴います給与及び各種手当の増減と事業者が負担する追加費用の負担率が見込みより低かったこと等によります共済費の減額でございます。

4目ごみ処理施設建設費でございます。516万1,000円の増は、27年度に実施をいたしましたごみ処理施設建設工事に伴い事業用地に設置してございました既存施設の擁壁等の解体撤去工事及び県条例に基づきますダイオキシン類等の土壌調査等の土壌対策工事が完了し、残金の精算を行うものでございます。

10、11ページでございます。

8款予備費 1項予備費 1目予備費でございます。1,453万9,000円の増は、歳出の差し引き額をこちらに明記させていただいたものでございます。

12ページからは給与費明細書を添付してございますので、後ほどご高覧いただければと存じます。

以上大変雑駁な説明ではございますが、よろしくご審議をいただきましてご決定賜りますようお願い申し上げまして、説明とさせていただきます。以上でございます。

◎議長（京免康彦君） 説明が終わりましたので、これより質疑に入ります。質疑のある方はどうぞ。守谷浩一議員。

◎議員（守谷浩一君） 9ページのところで、建設費分担金精算に伴う返還金516万1,000円ですね、まず三市のそれぞれの金額がいくらなのか。それとこの内容が土壌汚染対策の工事が終わってということでありましたので、改めて土壌汚染の対策が必要になった経緯をお示しいただきたいと思います。そして、何月から始まって何月に終わったかということと、完了前のダイオキシン類そういった対策が必要だとかいう数値があったと思うのですけれど、その対策前の値とその対策後に数値が変化していると思いますけれども、その値について伺います。よろしくをお願いします。

◎議長（京免康彦君） 事務局長。

◎事務局長（清水孝之君） それではまず建設費分担金の各市の返還金額ということでございます。516万1,000円のうち海老名市さんが186万8,000円、座間市さんが182万3,000円、綾瀬市さんが147万円でございます。

続きまして土壌対策工事の経過ということでございましょうか。

日にちを追って、ご説明のほうさせていただきます。

まず平成27年9月9日より土地の形質変更に伴う土壌汚染の状況に係る調査等の取扱いについて、神奈川県と協議を開始したところでございます。

また11月6日に県より意見書の提示を受けまして、条例に基づき土壌のダイオキシン類等の調査を実施する運びとなりました。

土壌対策工事につきましては、事業用地に設置してございましたコンクリート擁壁が建設工事において支障となることから、擁壁下の土壌調査も実施するため擁壁の撤去処分と区画形質変更に伴います必要なダイオキシン類の土壌調査を11月20日から3月31日までの工期の中で契約をしたということでございます。

土壌のダイオキシン類の試料採取及び分析期間につきましては、11月30日から1月7日まで行いまして、全ての区画の中で環境基準を満足していたということでございます。



この結果につきましては、平成28年1月20日に神奈川県に報告書を提出した経緯でございます。

ダイオキシン類の数値の変化につきましては、推進室長からお答えいたします。

◎議長（京免康彦君） 参事兼建設推進室長。

◎参事兼建設推進室長（小野沢直仁君） ダイオキシン類の調査については、この北側用地で10メートル区画において全点行いました。初めてなので比較するものはございません。

全てにおいてダイオキシン類は基準値未満という結果となっております。

◎議長（京免康彦君） 守谷浩一議員。

◎議員（守谷浩一君） ありがとうございます。先ほど、全員協議会の中でやりとりのあった分析結果のほうは、周辺住民の方にも説明がされますし、高座のホームページにも載せておられると思うのですが、今回の土壤汚染状況に関わる調査等については、1月の20日に県に報告をされたということだったのですが、高座のホームページ等には載せるという考えはあるのかどうか伺います。なければぜひ載せたほうが良いと思うのですが、その辺について伺います。

◎議長（京免康彦君） 参事兼建設推進室長。

◎参事兼建設推進室長（小野沢直仁君） 結果が膨大なものなので、ホームページに掲載することは考えておりません。

ただし、土壤汚染といいますのは県に報告し、そこで汚染が発生した場合は、前回は行った汚染土壌の撤去と同じように県から人の健康に被害が起こる区域として、住所ですとか六価クロムが出たとかそういうものを公表し、それに基づいた対策工事を行った後、また結果を報告して、その土地にはもう汚染された土壌がなかったとか浄化したとか報告するもので、今年4月19日の県の公報で出しましたので、汚染の判明していない以上、調査結果をすべて載せるということは当組合としては考えていません。

◎議長（京免康彦君） 他に質疑はありませんか。上田博之議員。

◎議員（上田博之君） 一般会計の補正予算の1ページ目、第2条のところ、一時借入金の借入れの最高額に8億円を追加し、一時借入金の借入れを最高額の10億円とするとあるわけなのですが、この第2条に対するいわゆる資料と

いいですか説明のページがひとつもないということと、それからこの8億円を追加するのですから、何か目的があると思うのですけれど、この目的について確認させていただきたいと思います。よろしくお願いします。

◎議長（京免康彦君） 総務課長。

◎総務課長（鈴木茂君） 記載についてはこの方法が適正だということで、これのみ記載をさせていただいたということでございます。これについての追加の資料等はありません。またこの使用目的でございますが、これについては今年度中に工事費用の部分払いを考えてございます。

その場合起債等を考えてございまして、それを充てる時に必要となる金額を10億円と定め、設定させていただいたもの。部分払いのためのものがございます。以上でございます。

◎議長（京免康彦君） 上田博之議員。

◎議員（上田博之君） 私の不勉強のせいなのかもしれませんが、こうした議案でこれを承認した場合ですね、特にこの10億円を何のために用意するのかということが明確にされないまま議決されてしまうということになるわけですが、わたしの認識では、市などでの場合は必ずこういったものにこうした借金を充てるのかということの規定していると思うのですが、高座でやるとこうであるということなのかもしれませんが、しかしこの方法ですと先ほど最初に申し上げましたように後々見た時に、何のための起債の最高額なのかということがわからない訳で、後々何にでも使えてしまうことはないと思いますけれども、そういう恐れを感じてしまうのですけれどもその辺の見解はいかがでしょうか。

◎議長（京免康彦君） 組合長。

◎組合長（内野優君） 当然どこの市町村でも一時借入れの関係はあると思います。当然年度末は年のコスト、いわゆる税金が入ってこないと仮定して6月頃ですね。だから4、5月職員の給与が払えないどうするかというと、だいたい繰越金とか払えない時の限度として、職員の給与を待てという訳にはいかないですから、税金が入った時にちゃんと支払いが出来る。そういったためにも各会計で一時借入金の限度額を決めています。これは借金とかそういうのではなくて、入って来るものを予定しているものの時期がずれたことによって支払いが出来ない場合です。それで、借りるわけです。

今回は2億円から10億円にしたというのは、これだけのプラント工事を行っています。途中で支払いをしないとイケない。その時に、待ってください三市から分担金がまだ来ていません。起債を許可されていますけれど、起債の手続きは遅れています。支払いは待ってくれと業者に言えないじゃないですか。

工事もちょうとやっている訳ですから。工事が終わった部分はちゃんと払わなければいけない。そのための借入れであって資金繰りがうまくいけば、分担金も起債も手続きうまくいけばそういう問題もない訳ですね。

ところが手続きが少しでも遅れると、お金が1カ月遅ければ、1カ月業者に支払い待てとはいえない訳であります。そういった面ではどこの市役所でもやっている話です。だから一時借り入れてと同じですから。そういうことが出来なければ、税金で賄うことが出来ない訳ですから、綾瀬市も座間市もそうだと思います。はっきり言って一時借入金の限度額があるのは、どういう限度か決めるかというところある程度その繋ぎとして限度額があるわけでありまして、それ以上借らないと。一時は借られるとそういう形にしないと運営は出来ません。その一時借入れをやっていないところってよほど財政が良いのではないかと思いますけれど、そういった部分で財政的な大原則であります。

◎議長（京免康彦君） 上田博之議員。

◎議員（上田博之君） 基本的に説明を理解しましたけれど、議案の説明の時にそういったことも含めてご説明いただければなと思います。今後よろしくお願ひします。

◎議長（京免康彦君） 他に質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

◎議長（京免康彦君） 質疑を終結いたしたいと思いますが、これにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

◎議長（京免康彦君） ご異議なしと認めます。よって、質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。初めに、反対意見の発言を許します。

（「なし」と呼ぶ者あり）

◎議長（京免康彦君） 次に賛成意見の発言を許します。

(「なし」と呼ぶ者あり)

◎議長（京免康彦君） 討論を終結いたします。これより採決に入ります。

本案を原案のとおり決するに、賛成の方の挙手を求めます。

(挙手全員)

◎議長（京免康彦君） 挙手全員であります。

よって、議案第15号 平成28年度高座清掃施設組合一般会計補正予算（第3号）については、原案のとおり可決されました。

本日提案された議事については、全て終了いたしましたので、これをもちまして会議を閉会といたします。

議員の皆様には、大変ご苦労さまでした。

(午前10時33分 閉会)

以上は、会議の顛末であるが、その内容に相違ない事を証するために、ここに署名する。

平成28年12月22日

高座清掃施設組合議会議長 京 免 康 彦

高座清掃施設組合議会署名議員 安 藤 多 恵 子

高座清掃施設組合議会署名議員 志 野 誠 也